

町営住宅 「冷川・上沢」の入居者

申込み・問合せ先／管財課（979-8104）

○募集住宅

- ・冷川 182号室（桑原 1295-14）S48年築（1階：台所、浴室、トイレ、2階：4畳、6畳）
- ・上沢 23号室（上沢 635-5）S53年築（1階：台所、浴室、トイレ、4.5畳、2階：4.5畳、6畳）

○入居可能日

平成29年2月中旬

○対象（次の条件を全て満たす人）

- ①同居する親族がいる（入居3か月以内の結婚予定可、60歳以上、障害者などは単身も可）
- ②申込者・同居者の過去1年間の所得金額（所得税法による算出）から控除を引き、12で割った額が158,000円以下。裁量世帯（身体障害者、入居者・同居者全員が60歳以上、中学生未満の同居者がいる世帯など）は214,000円以下
- ③住宅に困窮していることが明らか
- ④町内在住、在勤者
- ⑤町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の滞納がない
- ⑥連帯保証人がいる（函南町民で入居者同等の収入があり、町民税所得割額または固定資産税を納めている身元の確実な人）
- ⑦暴力団員でない

○申込用紙の配布と受付期間

申込書と応募の詳細は窓口で配布します。応募は1世帯につき1住宅です。応募多数の場合は抽選（平成29年1月20日（金）13時30分函南町役場5階第1会議室）※照明、換気扇、湯沸器などは各自持ち込み。

○家賃（収入により異なる）

- ・冷川：家賃9,400円～18,400円、共益費1,000円
- ・上沢：家賃12,400円～24,400円、駐車場1,000円

○申込み

平成29年1月4日（水）～平成29年1月13日（金）に必要書類を用意し、本人が直接窓口へお申し込みください。

平成29年度町内体育施設 利用認定団体登録団体の説明会

問合せ先／生涯学習課（979-1733）

町内の体育施設を利用するには、説明会に出席し、利用団体としての認定・登録が必要です。希望する団体は申請書を提出してください。

○認定団体

対象／町内に在住または在勤者で構成されている団体（未成年者のみの団体は対象外）で定期的に活動していて用具がそろっている
使用可能施設／町内全ての体育施設

○登録団体

対象／6割以上が町内に在住または在勤者で構成されている団体（未成年者のみの団体は対象外）で定期的に活動していて用具がそろっている
使用可能施設／学校体育施設以外の町内体育施設

○説明会日時・場所

平成29年2月7日（火）19時～
函南町文化センター 多目的ホール

○認定・登録期間

平成29年4月1日～平成30年3月31日

○申込み

平成29年1月19日（木）までに必要書類に記入のうえ、生涯学習課へお申し込みください。書類は窓口にあります。

○注意事項

各団体必ず1人以上出席してください。説明会に欠席した場合は、認定・登録はできませんのでご注意ください。



函南町スポンジテニス大会

問合せ先／生涯学習課（979-1733）

函南町スポーツ推進委員会では、日頃の運動不足を楽しく解消していただくようにレクリエーションを目的としたスポンジテニス大会を開催します。ぜひご参加ください。



スポンジテニスとは…テニスに似たニュースポーツで直径7.2cm、重さ15gのスポンジボールを使用します。コートはバドミントンのコートを使い、ネットの高さは90cmです。ゲームはダブルス制で行います。全体の長さが55cm以内のラケットを使用するためボールに当てやすく、スポンジボールなのでスピードが抑えられ、初めての人でもラリーが続き、すぐに楽しむことができます。

○日時・場所

平成29年2月12日（日）9時15分～（受付：9時～）函南町体育館

○対象・参加料

町内在住、在勤者。参加無料。

○申込み

平成29年1月31日（火）17時までに函南町文化センター窓口へお申し込みください。申込用紙は窓口にあります。

○その他

競技方法は当日説明します。1チーム2人、性別、年齢、経験は問いません。当日は体育館シューズ、タオル、飲み物を持参のうえ、運動のできる服装でご参加ください。



ワンクリック請求にご注意を

問合せ先／函南町消費生活センター（979-8131）産業振興課（979-8114）

パソコンや携帯電話でサイトなどにアクセスしたところ、いきなり「登録ありがとうございます」。などと表示され、高額な料金を請求された。などといったワンクリック請求のトラブルの相談が各地の消費生活センターや国民生活センターに数多く寄せられています。

○これまでの詐欺の手口

「無料だと思ってサイトを閲覧していたところ、突然有料のサイトになり高額の請求を受けた」。などという被害が多く見られていました。

○最近の詐欺の手口

最近では無料占いサイトやゲーム、アニメ、無料小説サイトなどを閲覧していたところ、意図せずにアダルトサイトや出会い系サイトに接続してしまい、料金の請求を受けるといった事例があり、女性や未成年者の被害も少なくありません。

○消費者へのアドバイス

- ・不用意にアクセスしない。クリックしない。
- ・あわてて業者に連絡しない。
- ・利用料金の請求を受けても、言われたまま支払いをしない。
- ・未成年者は家族に相談する。
- ・トラブルにあったら、すぐに函南町消費生活センターに相談する。

○相談ダイヤル

消費者ホットライン局番なし（188）で日本全国のお近くの消費生活相談窓口をご案内します。また、函南町消費生活センター（979-8131）でも相談を受け付けています。